

令和6年5月 [REDACTED] 判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

[REDACTED] 控訴事件

(原審・[REDACTED])

口頭弁論終結日 [REDACTED]

5 判 決

[REDACTED]
控訴人(1審原告)

同訴訟代理人弁護士

山 中 理 司

大阪市北区中之島1丁目3番20号

10 被控訴人(1審被告)

大 阪 市

同代表者市長

横 山 英 幸

処分行政庁

大阪市東成区保健福祉センター長

平 田 忠 弘

同訴訟代理人弁護士

森 末 尚 孝

15 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

20

第2 事案の概要(以下、略語は特記しない限り原判決の例による。)

25

5

10

15

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

第3 当裁判所の判断

20

25

5

10

15

20

25

5

10

15

第4 結論

よって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決
する。

20

大阪高等裁判所第14民事部

裁判長裁判官

本 多 久 美 子

25

裁判官

小 堀 悟

裁判官 蜂 名 日 奈 子